

ムーディーズ・ジャパン株式会社 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要

1. 特定行為の種類

当社又は当社の役員若しくは職員の行為のうち、利益相反又はそのおそれのある行為（以下「特定行為」という。）の種類は、次のものとする。

- (1) 当社が、格付関係者から申込みを受けてこれを承諾した時に開始する、格付関係者から受領する手数料の対価として信用格付を付与し又は提供し若しくは閲覧に供する行為
- (2) 格付担当者が利益相反のおそれのある有価証券の売買その他の取引等を行う行為
- (3) 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第306条第1項第7号イ(3)(i)乃至(iv)所定の場合において、当社が、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付を付与する行為
- (4) 格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就くことを目的として自ら働きかけを行い、又は実際に就任する行為
- (5) 当社が、関連業務及びその他業務に関して格付関係者より金銭の支払いを受けている場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付を付与し又は提供し若しくは閲覧に供する行為
- (6) 金融商品取引法（以下「法」という。）第66条の35第1号に掲げられる禁止行為
- (7) 法第66条の35第2号に掲げられる禁止行為
- (8) 法第66条の35第3号及び業府令第312条第2号に掲げられる禁止行為
- (9) 上記各号のほか、当社の役員及び使用人が格付関係者との間で利益相反の可能性を惹起する個人的な関係にある場合（当社の役員又は使用人がその分析担当分野内の格付関係者の使用人又は代理人と個人的な関係を有する場合等を含む。第2項第(9)号において同じ。）において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に当該役員又は使用人が関与する行為
- (10) 上記各号のほか、当社と格付関係者との間で利益相反のおそれのある場合において、当社が、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付を付与する行為

2. 利益相反回避措置の概要

当社は、特定行為が投資者の利益を害しないことを確保するために、前項に定める各特定行為の種類に応じて、それぞれ、次の措置を講じるものとする。

- (1) 当社業務方法書に定める格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置、信用格付の手数料の一般的な性質についての開示、当社業務方法書に定める当社の役員及び使用人の報酬等の決定方針、当社業務方法書に定める格付アナリストローテーションのための措置、及び当社業務方法書に定める方法による格付委員会における信用格付の付与に係る最終的な意思決定手続等
- (2) 当社業務方法書に定める、格付担当者が利益相反のおそれのある有価証券の売買その他の取引等を行わないために講じる措置
- (3) 業府令第306条第1項第7号イ(3)(i)乃至(iv)所定の場合において当社と格付関係者との関係を当社ウェブサイト上で開示する措置、及び、当該格付関係者に対して同条項所定の関係があることを理由として信用格付の付与に関連する便宜を提供することを禁止する措置
- (4) 当社業務方法書に定める、格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就くことを目的として自ら働きかけを行うことを防止するための措置及び当社の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置

- (5) 当社業務方法書に定める、関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置、及び関連業務に係る行為を行う場合において当該行為が信用格付業に係る行為であると誤認されることを防止するための措置
- (6) 当社業務方法書に定める、当社又はその役員若しくは使用人が格付関係者と密接な関係を有する場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行わないために講じる措置
- (7) 格付関係者からの求めに応じて格付方針等の内容の説明のみを行う場合及び業府令第311条所定の場合を除き、当社の格付アナリストが、格付関係者に対し、業府令第310条所定の信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項に関して助言を行うことを禁止する措置(かかる禁止の実効性を確保するため、当社においては、格付関係者からの求めに応じて格付方針等の内容の説明のみを行う場合及び業府令第311条の場合を除いて業府令第310条所定の信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項に関して助言を行うことは禁止されていることについて、役員及び使用人への周知徹底・理解の促進を図るとともに、格付関係者との交渉の経過を的確に把握するため、格付担当者と格付関係者との交渉の経過に係る記録事項を適切に定め、役員及び使用人にその記録を行うよう研修を行い周知徹底する。コンプライアンス部又は内部監査部においては、かかる禁止行為に抵触するおそれがないよう、少なくとも1年に1回上記態勢の実効性を検証し、必要に応じ、その態勢の見直しを行う。)
- (8) 当社の使用人が、当社の取引先等に対して金品の交付その他の便宜提供を求めたり、取引先等から金品の交付その他の便宜供与を受けることを禁止する措置
- (9) 当社の役員及び使用人は、格付関係者との間で利益相反の可能性を惹起する個人的な関係にある場合においては、チームリーダー、直属の部長又はコンプライアンス部に相談しなければならないと、また、相談を受けて利益相反又はそのおそれを認識したチームリーダー及び部長はコンプライアンス部に相談しなければならないこととし、当該情報を検討した結果に基づき関係部署において検討の上コンプライアンス部の承認を受け、又は当該対応方法が不十分もしくはコンプライアンス部において対応方法を検討することが適切であると考えられる場合等においてコンプライアンス部が決定することを通じて実施する、利益相反の可能性を減少させる措置
- (10) 当社について格付関係者との関係で利益相反又はそのおそれのあるとの疑義が生じた場合には、当社の役員及び使用人はチームリーダー、直属の部長又はコンプライアンス部に相談しなければならないと、また、相談を受けて利益相反又はそのおそれを認識したチームリーダー及び部長はコンプライアンス部に相談しなければならないこととし、当該情報を検討した結果に基づき関係部署において検討の上コンプライアンス部の承認を受け、又は当該対応方法が不十分もしくはコンプライアンス部において対応方法を検討することが適切であると考えられる場合等においてコンプライアンス部が決定することを通じて実施する、利益相反の可能性を減少させる措置